

箕面市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和6年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月4日

箕面市監査委員 瀧 洋二郎
同 武 智 秀 生



令和6年度
(2024年度)

財政援助団体等監査報告書

箕面市監査委員

財政援助団体等監査

1 基準準拠等

この報告は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち財政援助団体等監査監査計画及び令和6年度年間監査計画に則って監査を実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の対象

みのおNEXTスポーツコミュニティパートナーズ（共同事業体）

＊箕面市立総合運動場（第一総合運動場・第二総合運動場）の指定管理者

＊構成団体 美津濃株式会社

ミズノスポーツサービス株式会社

株式会社サンアメニティ大阪

株式会社サクセス

4 監査の実施場所及び日程

- ・箕面市立第一総合運動場（スカイアリーナ）、箕面市立第二総合運動場
- ・令和6年12月13日から令和7年2月4日まで

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

6 監査の主な実施内容

本市が行った財政援助等に係る出納その他の事務が、指定管理の目的に沿って、法令等に基づき適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として実施した。

実施に当たっては、対象団体から財務関係書類及び指定管理業務関係書類の提出を求め、これを確認するとともに、対象団体の職員に対して質問し、説明を求め、対象団体が指定管理施設を適切に管理運営しているかを見極めることとした。

予備監査の結果を踏まえ、令和7年2月4日に指定管理施設を視察するとともに、対象団体からの説明と監査委員との質疑応答の機会を設け、対象団体の職員から弁明、見解等を聴取した。

7 監査の結果

（1）指定管理の概要

名 称：箕面市立第一総合運動場

施設概要：市民体育館（スカイアリーナ）、スケートボード場、武道館、市民プール、市民テニスコート、市民野球場

名 称：箕面市立第二総合運動場

施 設 概 要：市民体育館、市民プール、市民テニスコート、市民多目的グラウンド

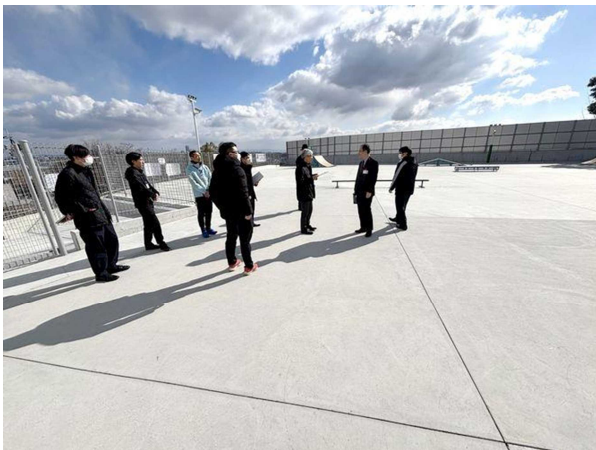
業務の概要：①総合運動場施設の維持管理や利用許可

- ・ 便利で快適なサービスづくり
- ・ 安全安心な環境づくり

②スポーツ教室等の実施

- ・ スポーツによる健康づくり
- ・ スポーツ振興イベントを通じた交流、賑わいづくり

指 定 期 間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 15 年 3 月 31 日



（２）監査の結果

出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていたが、次の①～⑧のとおり、一部では是正等を行うべき点が見受けられた。なお、①～⑥は指定管理者に向けた指摘、⑦・⑧は主に市に向けた指摘であるが、一部は指定管理者にも向けた指摘であることを付言する。

- ①消防用設備等の点検における助言に対しては、義務ではないが施設利用者の安全上、助言された事項について速やかに検討を行い、可能なことは速やかに対処されたい。
- ②閉館後の地震発災時における施設従事者の参集について、実行されておらず従事者にも制度が浸透していなかったため、体制を確立し全従事者に十分な周知を行われたい。
- ③利用者等からの苦情に対しては、明文化されたマニュアル等を整備し、従業員間での対応に差が出ないように留意されたい。また、利用者等への丁寧な説明を心掛け、苦情に対する理解を得ることに努めるとともに、従業員への研修・教育を充実し、全体的な接遇のスキルアップを図られたい。

④施設老朽化に伴う設備の故障や劣化に対しては、早急な対応を心がけ、利用者の安全と快適さの確保に努められたい。

⑤施設管理においては、日々 5 S 活動^(※)を意識し、利用者及び従事者にとって快適な環境の確保に努められたい。

※ 5 S 活動 … 日本語の「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「しつけ」の頭文字「S」を由来とする職場環境の改善活動の定義

⑥指定管理者が応募時に提出した収支計画では、令和 5 年度から令和 15 年度まで毎年度黒字となっているところ、令和 5 年度の収支は指定管理者に約 2,500 万円の赤字相当額の負担が発生しており、今後の経営について少し気がかりである。自主事業の充実や経費削減等に努め、指定管理事業単体での黒字化により、健全な経営を実現されるよう期待する。

⑦変更届出を要する重要事項について、協定書第 22 条の規定は、条例及び条例施行規則の規定と一致しておらず、かつ、変更の届出を要する事業者が共同事業体のみであるのか、個々の構成団体にも及ぶのかが不明であり、不適切である。これについては、教育委員会が主になって改善されたい。

⑧今回の監査対象が共同事業体であることに着目すると、新たな要改善ポイントが見受けられる。上記⑦の一部もそうであるし、そもそも、指定管理者として共同事業体がありうることを市が十分に認識して制度設計してきたのかという疑問がある。

本件監査対象の指定管理に限らず、共同事業体が指定管理者の入札に参加する際に、所定の様式にて「共同事業体協定書兼委任状」の提出を求めているが、正式に指定管理者となった場合、改めての構成企業間での施設の維持管理に係る協定の締結や、当該協定書写しの市への提出については、言及されていない。代表団体の権限や構成団体の役割分担及び責任分担などを明確にし、各構成団体が有する情報やノウハウの共有・活用により施設管理の効率化を促進するため、入札前の簡易な協定書で完結するのではなく、指定管理者となった場合は正式な協定の締結及び市への提出を求めることを検討されたい。さらに、それにとどまらず、市においては、共同事業体に関する制度上・運用上のルールなどの再検討を図られたい。

共同事業体の具体的な運用上の課題として、利用料金や自主事業の料金を収受した際の領収書の名義が挙げられる。本件監査対象の指定管理の場合、条例や指定管理協定書の規定によると、いずれの料金も指定管理者である共同事業体「みのおNEXTスポーツコミュニティパートナーズ」が収受することになっているので、領収書は共同事業体の名義であるべきだが、そうはなっていない実態が見受けられる。加えて、本来あるべき指定管理者名義にしたとしても、当該共同事業体は法人格がない（規約等が不存在で権利能力無き社団でもない）ため、インボイス対応ができるのか疑問である。指定管理者においては、現状を確認の上、市と協議の上で合法的・合理的で統一的な運用を図られたい。

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋 二 郎

監査委員 武 智 秀 生